

第6日

令和6年6月18日（火）

午前11時15分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、2番石井清治議員の質問を許可します。2番石井清治議員。

（2番石井清治君登壇）

○2番（石井清治君） 皆様、こんにちは。2番議員の石井清治です。お忙しい中に傍聴にお見えの皆様、また、インターネットで御覧になられている皆様、いつもありがとうございます。お礼を申し上げるとともに、私の議員活動の励みとなります。

令和6年度がスタートしまして、2か月半が過ぎようとしております。幹部職員も新たになり、日々業務に邁進されていることと思っております。昨年5月に市議会議員になり、1年が過ぎました。議員になって気づいたことがあります。市民は行政からの情報にあまり関心を持たれていないように感じております。必ずしも全員がそうとは言えませんが、一部の方は、市役所から毎月配布される広報紙やチラシ等に、普段なかなか目を通していかないような気がしております。

行政手続の中には、申請をしなければ受けられる行政サービスが受けられないこともあります。特に、広報紙には、タイムリーな内容が掲載されていますので目を通してもらいたいと思っているところでございます。

また、最近では、家庭でのネット環境やスマホの普及により、インターネットによる情報収集も簡単にできるようになっていますので、アナログによる手続と同様に、デジタルを活用した行政サービスの普及が、さらに進んでいくことを期待しているところです。

なぜこのような話をするかと言いますと、今年的大型連休前に、広報紙の補助事業紹介ページを見られた近所の方が、「よかった、広報紙を見たことで申請することができた」と、大変喜ばれていました。その方が言うには、普段は広報紙には、なかなか目を通さないのですが、たまたま見ていましたら補助事業の内容が掲載されていたので、該当するかどうか市役所に問合せたところ、該当すると同時に、担当者から親切丁寧に対応してもらった旨の報告を受けました。「やっぱ毎月の広報紙はちゃんと読まないかな」と話していましたので、その方の喜びの声を御披露したく、一般質問の冒頭で紹介をさせていただきました。

それでは、通告書に従い、これより先は質問席にて質問をいたしますので、執行部におかれましては、よろしくお願いいたします。

（2番石井清治君降壇）

○議長（小島清人君） 2番石井清治議員。

○2番（石井清治君） 通告書に従いまして、最初です。令和5年7月大雨災害及び過去の大雨被害を受けての対策について、まず最初に、原鶴北側の山本川浸水対策についてお

尋ねをいたします。

昨年7月の大雨災害の復旧については、市長以下、職員一丸となって被災者に寄り添い、対応をしていただいておりますことを感謝いたします。浸水対策の一環として、原鶴地区の長年の懸案事項でありました温泉地内及びバサロ南側集落の浸水対策については、排水ポンプの強化、水位計の設置、仮設ポンプの設置など、出水期に向けて様々な措置を施していただきましてありがとうございます。先日より、担当職員が、久喜宮、原鶴区の役員と区民に、現段階での浸水対策に係る市の対応について、詳細説明をしていただきました。これまで地元コミュニティや区会長会等で要望をしてきてまいりましたが、なかなか対応の兆しが見えなかったのが、着実に進んでいますことに、地域の方々の安心の度合いが増しているところでございます。

昨年9月の一般質問でも質問をさせていただきましたが、原鶴の国道386号線の北側集落、分水路の右岸になりますが——の浸水対策が、市担当者も説明の中で、抜本的な対策をすることができず、苦慮している旨の説明を伺いました。ここには山本川という河川が通っていますが、この河川には、久喜宮地区の生活排水、農業用水、高山からの水、さらには国道からの雨水が流れ込み、分水路の樋門を介して筑後川に流れ出すものですが、一たび大雨になると排水能力を超え、あるいは分水路に水が上がると、樋門操作で仕方なく内水氾濫につながっていきます。

御承知のとおり、昨年7月の大雨時には、この山本樋門は閉めていませんでしたが、内水氾濫により、この地域は床上浸水と車の水没が10件近く発生いたしました。数十年に一度の雨が毎年のように降るようになった昨今では、しっかりとした対策を考えてもらいたいのですが、ただし、分水路の管理をしているのは国交省筑後川河川事務所ということで、市での対応が厳しいということは承知をしておりますが、この状況をどのように認識をされていきますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 山本川周辺の浸水状況についてでございますけれども、市としても認識しているところでございまして、昨年の9月議会でも問題意識を持って対応策を調査検討するという旨の答弁をさせていただきました。

その後、分水路南側の温泉地内も含めました原鶴地区一帯の浸水被害を軽減するための調査検討業務というものを実施いたしまして、令和6年3月に調査解析の結果が示された状況でございます。それによりますと、山本排水樋管が設置されております箇所につきましては、すぐ上流に国道386号が通っておりまして、ポンプ設置による分水路への強制排水もままならないということで、対応策に苦慮している状況でございます。周辺の浸水被害は、御指摘の山本排水樋管の能力不足ということだけではなくて、山本川自体の能力が昨今の豪雨に耐えられず、大きな負荷がかかっていることも大きな要因の一つであるというふうに考えているところでございます。

○議長（小島清人君） 2 番石井議員。

○2 番（石井清治君） 先ほど都市建設部長の答弁にありましたように、あの場所が分かっている方々、あるいは市の職員であれば、おのずからそういう答弁になろうかと思えます。

私は、あくまでも素人の考え方ではありますが、この山本の樋門、山本川から分水路に流れ込む樋門の、先ほど容量的に少し足りないのではないかという表現もありましたが、改良ができないのかと。当然、市のほうで対応するわけにはいきませんもんですから、おのずから国交省筑後川河川事務所のほうにお願いをすることになろうかと思えます。

言いますように、最終的に分水路に流れ込むところが、国道386号線の道路の下をくぐっております。ですから、今現在、樋門の改良となったときにも、国道の下を通っている関係上、大がかりな工事等が、素人でも予想がつきます。そういう状況ではありますが、毎年、大雨になりますと、この分水路の右岸集落の方たちは心配が募るばかりでございます。この分について、恐らく既に国交省河川事務所のほうには何がしらの働きかけはされておるということは認識をしておりますが、続けてお願いをする内容でございます。答弁をお願いします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 市としても、周辺住民皆さんの御不安というのは十分理解しているところでございます。筑後川河川事務所と意見交換を、今後も引き続き行いながら、対策に向けた、まずは調査研究をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小島清人君） 2 番石井議員。

○2 番（石井清治君） 意見交換ということで、恐らく河川事務所長、そして建設部局の幹部、それから市長のほうも同席したところでの意見交換の中で、いろんな河川を介した課題解決に向けてのお話合いがされているかと思えます。このことも、杷木地域、原鶴地域の集落の安全のために、よろしくお願いします。

恐らく市内には、この山本川以外にも内水氾濫を引き起こす河川、樋門等は幾つもあるかと思っております。先ほどから意見交換という表現も出ましたが、ぜひその思いを国のほうに届けていってもらいたいと思っております。

おっしゃるように、市レベルでは対応が困難なことは、十分に理解をしておりますが、被災を受けた住民の方々は、ここ数年の大雨を経験し、さらには、ハザードマップでも確認をして、今後の大雨時には、取りあえず自家用車等については、事前に安全な場所に移動するように、地元区会長から周知徹底を図っていくようにしているところではございます。

ただし、先ほどから言いますように、河川自体の内水氾濫は、やはり行政にお願いするしか解決策が見出せません。ですので、このことについては、引き続きよろしくお願ひい

たします。

また、先ほどちょっと触れましたが、ここ一帯は、国道のほうが住宅地より高くなっており、よって、国道からの雨水の流入があり、一旦大雨になりますと、一気に山本川の水位が上昇し、不安が募るばかりです。この件については、国道管理者であります朝倉県土事務所へのお願いということが可能か否か、もしくは、先ほどから都市建設部長のほうの答弁にもありましたように、国交省のみならず、県土整備のほうにも国道管理者のほうにも、何らかの、やはり住宅地のほうが低いので、そこに一気に水が溢れてきます。近くには分水路と筑後川の本流がありますが、そこに取りあえず水を流してもらいたいと、そういう関係で、まず国道管理者の県土整備のほうにも働きかけをお願いしたいと、この旨について答弁をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 国道等の幹線道路から住宅地への雨水流入による浸水被害につきましては、ここ当該地区に特化した課題ではなく、朝倉市全体の課題であるというふうに認識をしているところでございます。

この当該地区におきまして、軽減策が可能なのか、道路管理者の意見を聞きながら、対応策についての働きかけを行っていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 部長が答弁しましたように、いろいろ検討をする、もしくは道路状況を見ながら県土整備のほうには働きかけをしていくということでございますが、やはり被災を受けた、浸水被害を受けた、車両が水没した、それぞれの市民の方については、もう昨日から梅雨に入りましたけど、やはり毎年毎年、雨が降るたびに心配が募るばかりです。その思いを、やはり行政側としては、当然、市のほうではできない、もしくは管轄が、また上部団体ということでございますので、そこへの働きかけは、引き続きよろしくお願いいたします。

関連で、次の（２）でございします。同じように、これまでの大雨被害を受けての対策として、杷木西町の池田川浸水対策についてお尋ねをいたします。

場所は、高速大分道杷木インターの東側を南北に流れる市営河川でございします。ここは、杷木地域の中心部に当たり、商店やバス停、住宅地が集まっている場所でございます。昨年9月に、地元西町区会長から、この池田川の河川の拡幅改良の要望書が市へ提出されているかと思ひます。建設課の方々に現地を踏査していただき、対応策を検討してもらっているところでございますが、河川自体が狹隘で曲がっており、さらには住宅地の中を通っているので、なかなか困難な状況と伺っております。

この池田川が筑後川に流れ込む河口エリアを西町区と言ひますが、昨年7月の大雨では、床上8戸、床下16戸の浸水と、道路への土砂流入、また、近くにあるJA杷木支店や認定こども園への土砂流入は、平成29年7月の九州北部豪雨災害に匹敵するものでございまし

た。

河川自体の損傷がさほどないことから、河川自体が災害復旧の対象にならず、その河川に流れ込む雨水や土砂が越水して住宅地等へ被害を与える構図となっています。恐らく、寒水川の上流の土砂等が水道を変え、杷木インター西側の側道を越え、池田川へ流れ込み、被害を助長しているのではないかと考えているところです。

建設課の担当者も、土砂の流入を止めることも視野に入れながら対応をしていくとのございましたが、平成24年の豪雨災害の後に、一部曲がった箇所を緩やかにする工事を施していただいたのですが、なかなか効果が見出せません。この池田川の状況をどのように認識されていますでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 近年、頻発しております豪雨によりまして、河川の沿川では、浸水被害が発生しておりまして、池田川の沿川におきましても同様の状況であるというふうに認識をしております。

令和5年7月10日の豪雨につきましては、池田川より約250メートル西側を流れております寒水川からの流水が流れ込んだことも要因の一つというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 恐らく担当者につきましては、ここ一帯、池田川は当然、市営河川でございますので、被害状況の確認に回ったところ、先ほど言われますように、寒水川の上流からの土砂等の流入もあったということで踏まえていることと思います。恐らく執行部の説明にありましたように、対応に苦慮しているのは十分に承知をしているところでございますが、何とか対応策を見出してもらいたいと思っておるところでございます。

といいますのも、平成29年7月の九州北部豪雨災害で被災をいたしました寒水川の、筑後川の河口付近では——この西町区よりさらに西側の100メートルから150メートル西側の集落でございますが——の河口付近では、河川改修と橋梁の架け替えにより、昨年7月の大雨では、当該西町区の西側の集落では、ほとんど被害がなかった状況を、この西町区民の方が見ております。よって、西町区民の方も、何とか安全な場所にしてもらいたいという思いがあります。

おまけに、昨年7月の大雨時は、浜川橋から昭和橋の交差点までは、土砂埋塞により通行ができない状況でもありました。同じ管内の中で、少し行政区が変わって、おまけに平成29年の豪雨災害の河川の復旧工事が、ある程度完了した場所については、当然、強靱なエリアになっております。ただし、平成24年、平成29年、そして昨年、令和5年の7月の池田川については、河川自体に損傷が少ないということで災害復旧の対象から外されておると。当然、災害復旧については膨大な費用がかかります。やはり、国県のお金を頂きながら、災害復旧は当然やっていくのが、当然でございましょうけど、池田川については、

その対象にならないと。

しかし、そこは旧杷木エリアの中では、住宅地が密集し、商店、学校、病院、バス停、いろんな人が集まるエリアでございます。一旦、大雨が降りますと、皆さん泥出しに1週間、2週間と、ここはかからなければなりません。そのあたりの部分を鑑みながら、再度、答弁をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 池田川の拡幅改良要望を受けまして、市としましては現地を踏査し、現状を確認したところですが、池田川は、議員御指摘のとおり、狭隘で曲がりも多く、沿川には、住宅地を初め、消防署や老人福祉施設、病院、JA等が隣接しておりまして、拡幅や改良が容易ではない状況にあるというふうに認識をしております。

市の見解としましては、昨年7月10日の豪雨による浸水被害につきましては、寒水川からの土砂流等、流入の影響も大きかったというふうに考えておりまして、今後、池田川に影響被害を及ぼさないよう、事業者であります福岡県に対しまして、寒水川の改修工事が早期に完成するよう、強く働きかけを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 引き続きよろしくをお願いいたします。

先ほどからのやり取りで、抜本的な対策については、なかなか厳しい状況ということは理解できましたが、本来、河川改修・改良ができれば一番よいのですが、寒水川からの土砂流入の軽減を図っていくことも一つということで、そこあたりは県のほうにも働きかけをしていくということでございますが、先日、5月だと思えます。地元西町区会長から市へ要望書の提出があっているかと思っております。

内容は、杷木インター出口の国道386号南側の歩道沿いに防音壁が設置されています。この防音壁の南側に、西町区の住宅地が広がっております。ここ一帯は、国道よりかなり低くなっており、大雨時には、杷木インター西側の側道の雨水と国道からの雨水が一気に流れ込み、住宅浸水の原因となっております。

そこで、杷木インター出口の国道南側、歩道側ですが、この防音壁の隙間、地上からの隙間、約5センチほどありますが、ここの部分からの越水を防ぐために土のうの設置をお願いという内容だったかと把握しております。これは、また国道の管理が、朝倉県土整備事務所となっておりますので、お願い事ばかりで申し訳ありませんけど、この少しでも国道からの住宅地へ流れ込む応急的な措置としての働きかけを、朝倉県土整備事務所のほうにお願いしたいという旨でございますが、答弁をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 防音壁の隙間の土のうの設置につきましては、地元西町区より市のほうが要望を受けまして、道路管理者であります朝倉県土整備事務所に既に進

達を行っておるところでございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 抜本的な解決対策が打てない状況の中で、やはりそこに住んでいきます区民の方については、大雨のときの状況をつぶさに把握しております、記憶しております。どこから水が入ってきているのか、どこが土砂が流れているのか、どこが隙間であるのか、そういうのを鑑みながら、恐らく市のほうに要望書を提出されておると思います。

当然、大規模な復旧工事ができないということも、事前に、昨年9月にお話を聞いております地元民の方について、また出水期を迎えるに当たって、何らかの対応をしてもらいたいという思いの中での今回の土のう設置のお願いだと思います。

当然、道路管理者であります県土整備のほうに強くお願いをしていただきたいということで、もう答弁については同じことになるかと思っておりますので、そこは地元、私、状況がすぐ分かりますもんですから、いろんな関係で状況を把握しながら、その旨を県土整備道路課のほうに伝えていただければと思っておるところでございます。

災害対応については、まず自助、共助で取り組み、どうしても自分たちでできないことは公助、行政にお願いをするしか手立てがありません。河川、樋門、道路関係については、お願い事ばかりでございますが、何とか対応していただき、市民生活の安全・安心につなげていただきたいと強くお願いいたしまして、この項目については終わりたいと思います。

次に、2番目でございます。「人口戦略会議」が公表いたしました報告書について、まず（1）です。「人口戦略会議」の公表内容をどのように受け止めているのかお尋ねいたします。

前段に、私のほうから少し報告書の分析レポートの内容を紹介していきたいと思っております。民間有識者らでつくる人口戦略会議が、4月24日に公表をいたしました報告書の内容では、福岡県内60市町村のうち8市町村、この8市町村が将来的に消滅可能性があると分類されました。全国では1,729市町村のうち744の自治体が消滅可能性自治体に該当し、実に43%になっています。

朝倉市も10年前、平成26年の公表では、消滅可能性自治体になっていましたが、朝倉市を含め、県内では13の自治体が、今回、消滅可能性自治体から脱却をしております。全国では、今回脱却した自治体が239、新たに該当した自治体が99となっております。

人口戦略会議のレポートを見ますと、朝倉市の人口特性別9分類、これは自然減対策と社会減対策を勘案しながら分類されているものでございますが、Dの③に該当します。ということかと言いますと、若年女性人口20歳から39歳までの減少率で、自然減が朝倉市は22.8%、社会減が44%の減と。で、おのずから朝倉市は自然減対策と社会減対策が必要な自治体となっております。この自然減と社会減の2つの項目が20%未満の自治体を、自立持続可能性自治体というわけですが、県内では9自治体が、それに該当し、福岡都市圏

の自治体と荻田町になっております。全国でも65自治体しか、この自立持続可能性になっておりません。

人口戦略会議の考え方は、2020年から2050年の30年間で、20歳から39歳までの若年女性の減少率が50%以上となる自治体を消滅可能性があるとして定義づけられております。ただし、国の予測では、2050年の日本の総人口は9,515万人となり、約3,300万人が減少し、高齢人口65歳以上が、約1,200万人増加するのに対し、生産年齢人口が、これは15歳から64歳ですが、約3,500万人、若年人口ゼロ歳から14歳は約900万人減少すると。その結果、高齢化率で見ると、およそ20%から40%まで高まると予測されております。

朝倉市で見ますと、令和6年4月末の人口が5万305人で、うち65歳以上の人口が1万8,046人となっており、既に35.9%となっています。日本全体の人口が減少をしていく中、今回の人口戦略会議が公表した内容について、有識者等が様々な見解を発しているところでございますが、朝倉市としては、この報告分析レポートの内容をどのように受け止められていますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 議員おっしゃられたとおり、朝倉市は10年前、消滅可能性自治体というのに位置づけられておりましたけれども、今回の分析レポートでは消滅可能性自治体から脱却した自治体と発表されたところでございます。

このことにつきまして、具体的にどの取組が功を奏したか、また効果があったのかということをお明言はできませんけれども、10年前に消滅可能性自治体に位置づけられた後に、まち・ひと・しごと創生法に基づきます総合戦略というのを市が策定をしまして、結婚、出産、子育て支援や移住・定住促進に向けた取組などの様々な人口減少対策を実施をしております。これらの効果によりまして、人口減少を10年前の日本創成会議の将来推計よりも抑えることができ、消滅可能性自治体から脱却したものと考えております。

しかしながら、先ほど議員もおっしゃられたとおり、自然減と社会減、この両方の対策が必要な自治体には位置づけられております。脱却したとはいえ、人口減少は進み続けることが想定されますので、引き続き地方創生の重要施策として全庁で取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 執行部が説明しますように、10年前の消滅可能性自治体から脱却をしたからといって甘んじることなく、依然として数値的には厳しい状況には変わりはありません。他の自治体も知恵を絞りながら、子育て支援、教育、子どもの医療費の無償化、転入世帯への支援など様々な施策を打っておりますが、ある自治体の悲痛の声では、財政的に事業の継続が難しく、次の一手を打つのが困難な状況になっていると伺っております。恐らく朝倉市としても状況は同じではないかと思っております。

地方創生の取組の柱である人口減対策として、平成27年度に朝倉市総合戦略が策定され、

これまでに様々な施策を打たれてきたかと思っております。

そこで（２）です。第２期朝倉市総合戦略の評価指標についてお尋ねをします。

平成27年度に、朝倉市人口ビジョンの展望を実現するため第１期朝倉市総合戦略が策定され、現在は第２期、令和２年から６年度の５年間を実施されていると思っております。朝倉市の合計特殊出生率、これは令和２年には1.62となり、そのときの５年前の1.44から0.18ポイント上昇と。市民が希望する出生率は1.86です。人口維持に必要な出生率は2.07、これには届いていませんが、上振れをしていることは大変望ましいことと思っております。

先日の６月５日には、厚労省の発表で、合計特殊出生率が、全国では1.20、東京では0.99と過去最低と公表がされておりました。朝倉市総合戦略に基づき、「あさくら創生水もしたたるいいところ朝倉」を合言葉に、一丸となって創生事業に取り組まれているところでございますが、第２期総合戦略は、令和２年度から６年度までの５年間で進められ、４つの基本目標ごとに評価指標のＫＰＩ——目標値が設定されております。目標値を達成するために、関係部署で組織する創生本部会議や戦略会議で推進されていると思いますが、現時点で顕著に目標値に近づいている、あるいは、既に達成している評価指標がありましたら教えてください。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 第２期の朝倉市総合戦略では、４つの基本目標を掲げまして、その基本目標に応じた重要事業評価指標を、ＫＰＩというものでございますけれども、これを定めております。このうち現時点で目標値を達成している指標としましては、移住定着の推進の評価指標であります「ＵＩＪターン移住支援事業利用者数」というものが、目標値が年間50人というのに対して、2023年度実績については74人、それから関係人口の創出拡大の評価指標であります「ふるさと応援寄附金の寄附件数」でございますけれども、目標値が年間９万6,200件に対して、2023年度は実績値13万4,176件となっているところでございます。

○議長（小島清人君） ２番石井議員。

○２番（石井清治君） もう既にＫＰＩ——目標値を達成している分野があるということで、大変喜ばしいことと思います。特に、近年のふるさと応援寄附金の取扱件数、年間目標が、部長の説明では９万6,200件に対して、昨年度の実績が13万4,176件ということで140%増しということは大変喜ばしいことと思います。この顕著に伸びた要因は、どこにあるかと思われますでしょうか。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 先ほど申しましたＵＩＪターン移住支援事業利用者数というものにつきましては、あさ暮らし移住・定住支援金やあさ暮らし住宅補助金や住宅リフォーム補助金、それから、あさ暮らしお試し居住事業、空家バンク制度など、移住支援に係る多彩な事業に取り組んでいることによるものということで捉えております。

また、ふるさと応援寄附金の寄附件数につきましては、魅力ある返礼品と効果的なPR戦略によるものと捉えております。ふるさと応援寄附金が朝倉市の知名度アップ及び交流人口の拡大に大きく寄与しているものというふうに考えておるところでございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 先ほどから言いますように、既に達成している指標があるということは、大変よいこと、さらに、それに向かって職員が一丸となって取り組んでいることは、素晴らしいということでございます。ただし、それ以外の評価指標は、恐らく社会的要因や朝倉市の地の利などで苦慮しているものもあるかと思いますが、福岡都市圏の自立持続可能性自治体以外の自治体は、どこも同じような壁にぶつかっているものと思います。

日本全体の人口が減っていき、生産年齢人口が減り、高齢人口が増えていく潮流は、どこも同じ条件だと思っております。恐らくこれから先の10年が、さらに生き残りを賭けた自治体の知恵出し戦略に、ますます拍車がかかってくるものと思います。このことについて、政策立案の旗振り役として先頭に立たれてある副市長からコメントをお願いしたいのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（小島清人君） 副市長。

○副市長（佐々木哲治君） 今後の総合戦略、地方創生の取組についてお話をさせていただきたいと思っております。

先ほど来、話がありますように、市としましては、地方創生、人口減少対策は大変重要であると認識しております。この約10年間、様々な事業を展開してまいりました。ただ、平成29年7月九州北部豪雨災害後、そのトーンは若干下がらざるを得ませんでした。災害復旧事業が進むにつれて、被災地というイメージ脱却と併せまして、再度、地方創生に対して力を入れ直しているところでございます。

その旗振り役が企画振興部であると考えておりまして、シティプロモーション戦略会議や、子ども・子育て戦略会議を立ち上げ、まさに全庁横断的に地方創生に取り組んでいるところでございます。あわせまして、市制施行20周年記念事業なども、現在、検討をされているところでございます。

また、予算面からも、地方創生予算枠を令和5年度予算から創設いたしまして、強力に進めております。現在、令和7年度も継続する方向で進めているところでございます。今後、議会にも御相談をさせていただくことになると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

少し事務的な話もさせていただきたいと思っております。総合戦略の評価指標につきましては、総合計画とかなり似通ったものがございます。現総合計画の中で地方創生分として工夫をしているものの、計画期間が異なるために目標値など分かりにくくなっている状況でございます。

そこで、今年、総合戦略の計画期間を延長し、総合計画と合わせることを考えておりま

す。後日、詳しく説明させていただく予定にしておりますけれども、このことによりまして、今後、2つの計画を見合わせることなく、分かりやすい計画となる予定にしております。

これからも、今回の消滅可能性自治体からの脱却に一喜一憂することなく、引き続き全庁的な取組として、地方創生に邁進してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 副市長、ありがとうございます。私、総合戦略のいろんな指標、それから総合計画のいろんな指標があります。やっている内容については、同じようなベクトルで進んであるということですが、先ほど副市長のほうからの話にありましたように、やはり同じ計画、同じ内容について、統一的な考え方で、引き続き地方創生を進めていくということについては、物すごく意義があるのではないかと聞き取らせていただきました。

最後に、過疎対策事業についてお尋ねをいたします。

今年3月の一般質問で、過疎地域対策についてのやり取りがありましたが、私からは、過疎地域持続的発展計画に基づき実施されている事業についてお尋ねをいたします。

令和3年度から旧朝倉町が対象地域に追加され、朝倉市過疎地域持続的発展計画を策定し、令和7年度までの5年間の事業が実施されています。事業内容に当たっては、事業経費に対して100%の起債——借入れです——が充当でき、元利償還金の70%が普通交付税で措置されることになっています。ただし、起債ということですので、借金をすることには変わりはありません。過疎地域の事業実施については、大事な財源となっていることは言うまでもありません。

昨年の決算審査特別委員会の資料では、ここ数年は2億円から3億円の起債額となっています。起債充当事業の内容は、定住促進・住宅整備、道路改良、コミュニティ推進事業など多岐にわたっています。過疎計画の趣旨としては、先ほどの5番議員のやり取りの中でも、総務部長のほうから発言がありましたが、過疎地域の持続的な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力のさらなる向上のための各種取組について定められています。

計画書の事業計画には、分野ごとに細部にわたって記述がありますが、事業実施については、事業計画の内容を5年間で全て実施するのは困難かと思いますが、どのような優先度や取捨選択によって実施されているのかお尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） お答えいたします。

現在の朝倉市過疎地域持続的発展計画、いわゆる過疎計画についてでございますけれども、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法でございますが、この過疎法の規定に基づき、令和3年度に策定をしているところでございます。

過疎計画には12の区分がございまして、区分ごとに事業計画を進めておりますけれども、

その中で、どの事業を実施するかということにつきましては、事業の目的でありますとか、内容、成果、費用等を考えまして、緊急性や有効性、地域性などを考慮しまして、総合的に判断をしているところでございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 緊急性、有効性、地域性、私的には「裨益性」という言葉を使いたいのですが、この観点から進められているものと思っております。移住定住、産業の振興、交通施設の整備、生活環境の整備、子育て環境、医療の確保、教育の振興など多岐にわたっており、どれも過疎地域の持続的発展には必要不可欠なものとなっております。

特に、項目5の交通施設の整備、交通手段の確保の事業計画に記載されております道路、橋梁、農道、林道については、事業内容に路線名とボリュームまで詳細にわたっての記述となっておりますが、事業担当者としては、度重なる災害に伴う復旧事業のため、過疎計画に基づく事業実施は厳しい状況かと思いますが、現在の計画の全体的な進捗状況の概要を教えてください。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 項目5の交通施設の整備、それから交通手段の確保の事業計画につきましては、市道、橋梁、農道、林道、公共交通、交通施設維持、その他というように分かれているところでございます。

事業の進捗状況を説明させていただきますと、まず、市道については、54事業中23事業、進捗率としまして42.6%が、工事完了または着手済みとなっております。ですが、工事完了または着手済みで、5事業の進捗率は9.3%が今年度以降、着手をするという予定でございます。

すみません、失礼いたしました。また、農道、それから林道についてでございますけれども、全ての事業が今年度以降、着手予定でございます。それ以外の橋梁、それから公共交通、交通施設の維持、その他については、全ての事業が完了、または着手済みでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 恐らくこの過疎法の計画に基づいて実施される道路、橋梁等の内容については、先ほどから言いますように、事業課のほうについては、災害復旧に追われ、なかなかこの関係についてができない状況ではないかというのを、私なりに懸念をしておりました。しかし、企画振興部長の説明にありましたように、市道については、54事業中23事業、42.6%が工事完了、または着手済みと、5事業についてが、これは9.3%ですが、今年度以降、着手予定と、農道及び林道については、全ての事業が今年度以降、着手予定と、この数値的なことを教えていただきまして、計画書の中の細部にわたる事業項目のボリュームが、一つ一つ着実に進んでいるということを実感したわけでございます。

当然、計画を立てる部署、それから事業を行う部署については、毎年のように事業量が

増え、大変かと思いますが、この過疎法については、旧法の流れを継承し、令和3年4月に施行された新たな過疎法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法であり、令和12年度までの時限立法でありますので、しっかりと活用していただきますよう、よろしくお願いをしておきます。この件について、副市長の思いを聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小島清人君） 副市長。

○副市長（佐々木哲治君） 今後の過疎対策事業の取組について、私の考えを少し話をさせていただきますと思っています。

先ほど来、話がありますように、現行の過疎法が施行されましたのは、令和3年からでございます。これまでの杷木地域に加えまして、朝倉地域も対象となっております。

対象となった厳しい状況に対しまして、財政的には非常に有利な財源、いわゆる過疎対策事業債、過疎債の適用を受けることができるようになりました。過疎債は、既に御承知のことだと思いますけれども、対象事業費に対しまして100%の充当ができます。その70%を普通交付税の基準財政需要額で措置されます。効率のよい起債、借金といえますけれども、30%は市費が必要だともいえます。1億円の事業であれば3,000万円、10億円の事業であれば3億円の市費が必要になってまいります。100%国が補填してくれるものではございません。

これ、総務部長と同じような答弁になるかもしれませんが、この過疎債の使用、充当につきましては、この財源があるから何か事業を実施するといったものではなくて、まず、やるべき事業をしっかりと精査した上で実施に至れば、この財源として過疎債を活用させていくべきだというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） ありがとうございます。過疎債の活用については、先ほど副市長が申されましたように、有利な財源があるから事業の実施をするのではなく、まず、事業内容について十分に議論し、必要な事業を実施するに当たり、有利な財源である過疎債を活用するという考え方にに基づき、今後も、旧朝倉、旧杷木、過疎地域の持続的発展のための施策をよろしくお願いをしておきます。そのことにより、先ほどから申していますように、地方創生の一助にもつながっていくものと思っています。

今回の私の一般質問は、昨年7月の大雨災害及び過去の大雨被害を受けての対策、特に場所を限定いたしまして、原鶴北側集落、それから高速杷木インターの周辺の杷木西町区に限定しての対策について質問をさせていただきました。と、人口戦略会議の報告内容からの人口減対策や過疎対策事業について質問をさせていただきました。

本格的な出水時期を迎えるようになってまいります。あってはならないのですが、自然災害は避けることができないものです。災害を幾度となく経験をした朝倉市は、他の自治体に比べても、しっかりとした災害対応マニュアルがあり、職員の災害に対する意識は、

どの自治体よりも劣ることはありません。昨年と同様、人的被害を出さない取組を、市長以下職員一丸となって対応していただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島清人君） 2番石井清治議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後1時に再開いたします。

午後零時14分休憩